

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人[]が平成29年8月17日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成29年6月29日付けH29青保一第611号で審査請求人[]に対してした生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人[]（以下「請求人」という。）は、平成13年6月1日から、請求人の[]（以下「[]」という。）とともに、既に仙台市青葉福祉事務所管内において、単身で法に基づく保護（以下「保護」という。）の適用を受けていた請求人の[]（以下「[]」という。）世帯への転入という形で保護の適用を受けることとなった。なお、請求人は、住宅扶助基準額を上回る家賃[]円の賃貸住宅に居住していた。
- 2 請求人は、平成20年8月20日に処分庁に対して、[]が使用する医療扶助の適用外の経管栄養剤テルミール（以下「テルミール」という。）の購入費用が家計を圧迫しているので、その費用を保護で負担して欲しい旨申し出た。これを受け、処分庁は、[]の状態を考慮し、同月1日付けで「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示158号。以下「告示」という。）別表第1第2章の2の（3）による重度障害者加算、同年10月1日付けで告示別表第1第2章の2の（4）による家族介護加算をそれぞれ認定した。
- 3 []は、平成[]年[]月[]日に死亡した。
- 4 []は、平成[]年[]月[]日に死亡した。
- 5 処分庁は、平成26年8月に請求人世帯に転入した[]について、同年10月14日付けで請求人世帯の世帯員と認定し、保護を適用した。
- 6 処分庁は、平成28年6月30日に請求人宅を訪問し、請求人が、19か月分の家賃を滞納していることを確認した。
- 7 請求人が居住する住宅の賃貸人「[]」の代理人である弁護士[]（以下「賃貸人代理人」という。）は、請求人が、平成27年4月から平成29年3月までの賃料及び管理費の合計[]円（以下「滞滞賃料等」という。）の支払いを滞滞しているため、請求人及び当該賃貸借契約の連帯保証人である[]（以下「[]」という。）に対し、滞滞賃料等の支払いを求める催告書を平成29年3月23日付けで送付した。これには、本書面到達後7日以内の滞滞賃料等の支払いを求めること及び支払期限内に滞滞賃料等の支払いがない場合は、支払期

- 限の経過をもって賃貸借契約を解除する旨が記載されていた。
- 8 賃貸人代理人は、請求人及び[]が7の支払期限内に遅滞賃料等の支払いを行わなかったため、請求人に対し、平成29年3月31日の経過をもって賃貸借契約を解除したことを通知し、速やかな居室の明渡しを求める催告書を同年4月3日付けで送付した。
 - 9 請求人は、遅滞賃料等の合計[]円を、[]と[]（以下「[]」という。）に立て替えてもらって支払い、[]に対して、平成29年6月の年金より[]円ずつ支払っていく旨を記載した「生活保護に関する届出書」を処分庁に提出し、処分庁はこれを平成29年6月5日に收受した。
 - 10 請求人は、平成29年6月15日に現居室に転居した。なお、転居先は、住宅扶助基準額を上回る家賃であった。
 - 11 処分庁は、9の[]が立替払いした遅滞賃料等の取扱いを検討するため、平成29年6月22日にケース診断会議を開催し、請求人が住宅扶助を家賃に充てておらず、請求人に代わり連帯保証人が、遅滞賃料等に係る債務を履行したものとして、請求人に対して住宅扶助の支給の必要性がなかったと判断し、家賃に充当されなかった住宅扶助[]円相当額を法第63条に基づき費用返還を求めることを決定し、請求人に対し、同月29日付けH29青保一第611号で、法第63条の規定による費用返還処分（以下「本件処分」という。）を通知した。なお、当該通知書の「4. 返還方法」欄には誤って教示が記載されている。
 - 12 処分庁は、請求人世帯から保護の辞退届が提出されたことを受け、平成29年8月1日付けで請求人世帯に対する保護を廃止した。
 - 13 請求人は、本件処分を不服として、平成29年8月17日付けで本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分の取消しを求めている。

[]を在宅で介護するためにテルミールを使用していたが、その費用が月[]円から[]円以上の支払のため、家賃分にも手が出てしまうようになった。平成29年3月分までの家賃の未払いは[]円となり、賃貸人から一括払いするよう請求があったため、連帯保証人である[]に立替え払いしてもらった。

今後、過去に年金を使った分の区への返済（月[]円）、家賃を立替え払いした[]への支払い（月[]円）、引越代の借金の返済（年金支給日毎に[]円）をしなければならず、それに本件処分の保護費の返還が加わると生活がかなり苦しくなるので、本件処分の保護費の返還は不可能である。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

請求人は、[]にテルミールを使用したため、生活できず、家賃に手を付けた旨主張しているが、[]は平成[]年[]月に死亡し、その後、請求人が平成25年5月に受領した厚生年金遺及受給分合計[]円を滞納していた家賃9か月分の一括返済や親族や友人からの借金返

済に充てた旨の届出を行っている。このことから、[]に対するテレミール使用による多大な支出が、平成27年4月から平成29年3月までの家賃が未納だった理由にはならない。

また、本件処分による保護費の返還が不可能である旨を述べているが、当該世帯の経済状況を勘案し、請求人の債務に係る履行延期の特約承認による返済額の調整等の説明を行っている。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 住宅扶助について

イ 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

ロ 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居（以下略）」と規定している。また、法第33条第1項は、「住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする（以下略）」と規定している。

ハ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（1）のアは、住宅扶助について、「家賃…は、居住する住居が借家…であつて家賃…を必要とする場合…に認定すること」としている。

(2) 保護費の返還について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

2 本件処分の検討について

処分庁の主張は、弁明書からは必ずしも明らかではないが、平成29年6月22日付けケース診断会議記録票等によると、請求人が住宅扶助を家賃の支払いに充てていなかったこと及び請求人の住宅の賃貸借契約の連帯保証人である[]が、請求人に代わって滞納分の賃料等を支払ったことを踏まえ、当該賃料等相当分の住宅扶助を支給する必要はなかったとして、法第63条の規定に基づき、平成27年4月から平成29年3月までに支給した住宅扶助の合計額[]円の費用返還を求めたものと思われる。

そこで、処分庁の当該主張に違法又は不当な点がないか、検討する。

(1) 1の(2)のとおり、法第63条を適用するためには、被保護者が資力を有していること及び保護を受けたことが必要であり、資力が発生していない（すなわち、未だ資力を有していない）時点で保護を受けていたとしても同条に基づく費用返還の対象となるものではない。

この点について、第1の9のとおり、請求人の申出によると、滞納分の賃料等は、連帯保証人である[]が支払っているところ、事後的に連帯保証人が保証債務を履行したことをもつて、処分庁が返還対象とした平成27年4月から平成29年3月までの期間において、当時請求人に資力があつたことになるわけではないことは明らかである（なお、処分庁からこのこと

に関する具体的主張はなされていない。)

(2) したがって、処分庁が法第63条の規定に基づき、平成27年4月から平成29年3月までに支給した住宅扶助の合計額 [redacted] 円の費用返還を求めた本件処分は、違法又は不当である。

なお、処分庁は、連帯保証人である [redacted] が、請求人に代わって滞納分の賃料等を支払ったことを踏まえ、「当該賃料等相当分の住宅扶助を支給する必要はなかった」としている。しかしながら、連帯保証人である [redacted] は、請求人に対して、求償権を取得するのであるし（民法（明治29年法律第89号）第459条第1項。また、連帯保証人でない [redacted] も滞納分の賃料等を負担した場合には、当該賃料等が請求人に贈与等されたものでない限りは、請求人（[redacted]）に対して、返還義務を負うのは当然であろう。）、現に処分庁は、請求人から [redacted] に対して、月 [redacted] 円ずつ支払っているという求償債務等を履行しているとも考えられる申出を受けている。それにもかかわらず、処分庁は、このことを検討・評価等することもなく（少なくとも、各種提出書類からその形跡は見られず、具体的主張もなされていない。）、「当該賃料等相当分の住宅扶助を支給する必要はなかった」としており、その判断には疑問がある。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、請求人が、支給された住宅扶助費を家賃の支払に充てることなく他の用途に充当したことは法の趣旨に反するものであり、公費で賄われている生活保護制度上、大いに問題があることは言うまでもない。他方、ケース記録表等からは、処分庁は、従前から請求人に対して転居指導を行うほか、請求人と相当程度やり取りを行っていたことが窺われ、本裁決書は、本件処分に至る処分庁の対応全てが適切でなかったと述べるものではない。今後処分庁においては、関係法令の文言及び趣旨等を踏まえた、より慎重な判断をするよう望むものである。

平成30年 2月 9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

